## 『使う?使わない?

## 新・事業承継税制の活用法と落とし穴平成 30 年度税制改正』 ―お詫びと訂正―

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願 い申し上げます。

## 記

・141頁 下から6行目 (下線部分)

誤	正
・A 社には、多額の <u>譲渡損</u> を抱えているよう	<ul> <li>・A 社には、多額の含み損を抱えているよう</li> </ul>
な不動産はない。	な不動産はない。

・147頁 5行目 (下線部分)

誤	正
そこで次の問題は、相応の役員退職慰労金	そこで次の問題は、相応の役員退職慰労金と
としていくらを支給するかですが、最も気	していくらを支給するかですが、最も気にか
にかけないといけないのは、税務上の適正	けないといけないのは、税務上の適正額の範
額の範囲内かどうかという点です。適正額	囲内かどうかという点です。適正額を超えて
を超えているということになると、超過部	いるということになると、超過部分について
分について <u>税務上は次のようなトリプルパ</u>	は、役員退職慰労金を支払った会社で損金に
<u>ンチのダメージを受けることになります。</u>	落とせない、つまり、超過額の35%は法人
	税として納めることとなります。これは支払
① 役員退職慰労金を受け取った社長につ	<u>った会社にとっては大きな痛手です。</u>
き、退職所得ではなく給与所得とされてしま	
う。つまり、所得税率が27.5%から55%	
<u>に引き上げられて所得税を追加支払いする必</u>	
要がある。	
② ①に合わせ、会社側では源泉所得税の	
追加納税が必要となる。	

③ 役員退職慰労金を支払った会社で損金
に落とせなくなる。つまり、超過額の35%
は法人税として納めることとなる。

・149頁 下から2行目 (下線部分)

誤	正
以上は、役員退職慰労金の金額の話です。	以上は、役員退職慰労金の金額の話です。
役員退職慰労金の否認では、金額の話だけ	役員退職慰労金の否認では、金額の話だ
ではなく、実際には「退職」していないとし	けではなく、実際には「退職」していない
て、支給金額の全額が否認されるというケー	として、支給金額の全額が否認されるとい
スも少なからずみられます。このケースでは	うケースも少なからずみられます。このケ
否認されるのは退職金の全額ですからその	ースでは否認されるのは退職金の全額で
金額も大きく、さらにダメージを負うことに	すからその金額も大きく、さらにダメージ
なってしまいます。	を負うことになってしまいます。 <u>しかもこ</u>
	のケースでは以下のとおりさきほど述べ
	<u>たダメージ(①)だけではなく、②と③を</u>
	含めたトリプルパンチのダメージを受け
	ることになります。
	① 役員退職慰労金を支払った会社で損
	金に落とせなくなる。つまり、超過額の3
	<u>5%は法人税として納めることとなる。</u>
	② 役員退職慰労金を受け取った社長に
	<u>つき、退職所得ではなく給与所得とされて</u>
	しまう。つまり、所得税率が27.5%か
	<u>ら55%に引き上げられて所得税を追加</u>
	支払いする必要がある。
	③ ②に合わせ、会社側では源泉所得税の
	追加納税が必要となる。

平成 31 年 3 月

新日本法規出版株式会社